

わだいの



市青年団・栖本支部がくまもと県民文化賞を受賞 栖本

伝統を献身的に継承する姿勢を高く評価！

12月22日、“栖本太鼓踊り”の担い手である市青年団・栖本支部が、「第21回くまもと県民文化賞（地域文化活動部門）」を受賞しました。これは、地域の文化振興に貢献する団体や個人に対して、その功績をたたえて贈られる賞で、同支部が古くから伝わるこの踊りを献身的に継承している点が、高く評価されたものです。同支部長の梅田将臣さんは、「これからもこの伝統を絶やすことなく、次の世代へしっかりとついでいきたい」と喜びを語っていました。

なお、“栖本太鼓踊り”は県の重要無形民俗文化財にも指定されており、同支部は平成21年11月に行われた全国青年大会で2回目の最優秀賞を受賞しています。



▲11月14日に栖本諏訪神社の例大祭で奉納された栖本太鼓踊りのようす



▲小暮氏（左）の説明を熱心に聞く参加者



◀ブリのさしみに地元加工グループ手作りのゆずこしょうと、オリーブオイルをかけた料理

オリーブオイルのソムリエ小暮剛氏の料理講習・講演会 五和

おいしい！ 家庭で作れる“オリーブ料理”

五和まちづくり協議会主催による、オリーブオイルソムリエの小暮剛氏を講師に迎えた料理講習会が11月20日、同21日には講演会が五和町コミュニティセンターで開かれました。料理講習会では、小暮氏が“こっば”（干しいも）や地鶏の天草大王、魚など、地元の食材を使ったオリーブ料理9品を披露。受講した加工グループなど約30人は、オリーブオイルがしょうゆやみそとの相性がよいことなどを実感していました。また、講演会では、小暮氏が「オリーブは、体内から毒素や老廃物を取り除く効果がある」と話されたほか、参加者約120人がオリーブ料理を試食。身近な家庭料理にも、簡単に使えるオリーブオイルのすばらしさを学びました。

ふるさと応援寄附金

たくさんの応援をいただきました

●寄附の状況をお知らせします

「天草市ふるさと応援寄附金」は平成20年6月に始まり、同事業への取り組みに対するご理解とご協力により、多くの応援をいただくことができました。平成22年4月1日から同年11月30日までに寄せられた寄附金は、全国各地から79人（80件）・492万9,000円の寄附をいただいています（詳細は右表をご覧ください）。寄附をいただきました皆さんはもとより、応援寄附金のPRをしていただいた市民の皆さんに心から感謝申し上げます。

●引き続き“天草ファン”募集中！

天草市は、藍より青い海や緑深い山々など豊かな自然に恵まれており、市民が安心して快適に生活できる環境づくりや産業の振興と地域間交流を図りながら、地域資源をいかしたまちづくりに取り組んでいます。

これからも、『日本の宝島“天草”』づくりへの支援として、全国各地でご活躍の皆さんからの「天草市ふるさと応援寄附金」へのご協力を引き続きお願いします。また、市民の皆さんには、この取り組みをより多くの人に知ってもらうために、市外にお住まいの親類や知人の皆さんなどへのPRにご協力をお願いします。

寄附の手続きについては、事前の申し込みが必要です。申込書は、直接電話で本庁・財政課へ請求していただくか、市のホームページから取得していただくことになります。

◆メニュー別の寄附件数と金額

- 1 “天草の宝”『地域コミュニティづくり』
 - ・10のまちづくり協議会と51地区振興会への支援・補助 ……54件・418万2,000円
- 2 “天草の宝”『安心して元気に暮らせる環境づくり』
 - ・高齢者などの体力・健康づくり事業や、安心して子どもを生み育てる環境づくり事業など ……3件・10万円
- 3 “天草の宝”『将来を担う子どもづくり』
 - ・少人数学級の推進や特別支援学級への補助教員の設置事業、学校図書館の活性化事業など ……5件・12万5,000円
- 4 “天草の宝”『若者が安心して働ける産業づくり』
 - ・企業誘致促進事業や担い手育成支援事業など ……2件・4万円
- 5 “天草の宝”『拠点づくり』
 - ・市役所本庁舎の建設事業（平成27年度をめどに建設を予定） ……2件・2万2,000円
- 6 市長おまかせコース
 - ・特に事業の指定がない場合は、市長が必要と認める事業に活用 ……14件・46万円

◆地方別の寄附人数と金額

地方名	人数	金額
関東	33人	265万2,000円
中部	3人	4万円
近畿	24人	70万2,000円
中国	1人	1万円
四国	1人	1万円
九州（熊本県内を除く）	9人	127万円
熊本県内	8人	24万5,000円

ふるさと納税制度とは

ふるさと納税制度とは、「ふるさとを応援したい」「ふるさとの発展に貢献したい」と思われる皆さんが、出身地などの地方自治体（都道府県・市区町村）に寄附をした場合に、寄附金の5,000円を超える部分について、居住地の住民税（所得割）のおおむね1割を限度に、所得税と翌年度に課税される住民税から税額控除されるものです（右イメージ参照）。

なお、法人が寄附をした場合は、法人税を算定される際に、寄附金の全額を損金に算入できます。

◆ふるさと納税制度のイメージ



【問い合わせ先】本庁・財政課 電話 ☎1111 内線 1363